\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第三十六号)(抄)	厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)	国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(抄)———————————————————————————————————	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)(抄)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)(抄)———————————————————————————————————	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)(抄)	食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号)(抄)	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(抄)———————————————————————————————————	目次

0

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案

参照条文

○ 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(抄)

等含有食品 を得た場合は、 議会の意見を聴いて指定したもの 食品 」という。 生上の 当該情報 危害の発生を防)を取り扱う営業者は、 を、 厚生労働省令で定めるところにより、 止する見地から特別の (第三項及び第七十条第五項において「指定成分等」という。 その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、 注意を必要とする成分又は物であつて、 遅滞なく、 都道府県知事、 保健所を設置する市の市長又は特別区の) を含む食品 厚生労働大臣及び内閣総理 又は生じさせるおそれがある旨 (以下この項にお 大臣が食品 区長 「指定成分 この情報 生 (以 下

2 · 3 (略

都道府県知事等」という。

に届け出なければならない。

第十二条 及び一 又は販売の用に供するために、 般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。 人の健康を損なうおそれのない場合として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める場合を除い 製造し、 輸入し、 加工し、使用し、貯蔵し、 若しくは陳列してはならない。)並びにこれを含む製剤及び食品は、 ては、 添 これを販売し、 加物 (天然)

用 調理若しくは保存の方法につき基準を定め、 閣 総理大臣は、 公衆衛生の見地から、 又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。 食品衛生基準審議会の意見を聴いて、 販売の用に供する食品若しくは添加物の 製 造、 加 Į 使

2 (略)

3

人の 供するために製造し、 化学的に変化して生成した物質を含み、 確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質 条第二項に規定する飼料をいう。 0 農薬 改善に関 て第 健 |康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、 (農 一項 する法律 薬取締法 の食品の (昭和二十八年法律第三十五号) (昭和二十三年法律第八十二号) 第二条第一項に規定する農薬をいう。 輸入し、 成分に係る規格が定められている場合については、 加工し、)に添加、 使用し、 人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質を除く。 混和、 調理し、 浸潤その他の方法によつて用いられる物及び医薬品 第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料 保存し、 又は販売してはならない。 この限りでない。 次条において同じ。 ただし、 当該物質の当該食品に残留する量 医療機器等の品質、 飼料の安全性 有効性及び これを販 確保及び (その物質が 安全性 の限度に 売の用に ・ が、 品 (同

一条第三項に規定する飼料添加物又は医薬品、 内 閣 総 理 大臣は、 前 条第 項 の食品の成分に係る規格として、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一 食品に残留する農薬、 餇 料の 安全性の 確保及び品質の改善に関する法 項に規定する医薬品であ

り読 変化 府令で定めるものに関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。 定めるときその他必要があると認めるときは、 とが目的とされているもの(以下この条において「動物用再生医療等製品」という。 み替えられた同法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。)の肉、 6 して生成した物質を含む。) 動 物 のために使用されることが目的とされているもの の量の限度を定めるとき、 農林水産大臣に対し、 同法第二条第九項に規定する再生医療等製品であつて専ら動物の (以下この条において「農薬等」という。) の成分である物質 農薬等の成分又は動物用再生医療等製品の構成細胞 乳その他の生産物について食用に供することができる範囲を)が使用された対象動物 (同法第八十三条第一 導入遺伝子その他内閣 (その物質が ために使用されるこ 項の 化学的 規定によ

第十八条 器包装若しく 内 閣総理大臣は、 はこれらの 原材料につき規格を定め、 公衆衛生の見地から、 食品衛生基準審議会の意見を聴いて、 又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。 販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容

2 (略

3 量が第 食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、 ことが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される れる物質 る場合 器具又は容器包装には、 項 (当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。) については、この限りでない (その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。) について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有される の規格に定められていないものは、 成 分の 食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、 使用してはならない。ただし、 又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されて 当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が に含ま

第十九 聴 いて、 条 前条第 内 閣総理大臣 項の規定により規格又は基準が定められた器具又は容器包装に関する表示につき、 は、 般消費者に対する器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正 必要な基準を定めることができる。 確 な伝達の見 地 つから、 消費者委員会の意見を

2 · 3 (略)

第五 生上必要な措置 十二条 厚生労働大臣は、 という。 につい 器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置 て、 厚生労働省令で、 次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 (以下この条において 「公衆衛

- 一 施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。
- 食 品衛生上 0 危害の 発生を防 止するために必要な適正に製造を管理するための 取組に関すること。

2 · 3 (略

第六十八条 的反応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする。 く。)」とあるのは、 る。この場合において、 幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣及び内閣総理大臣の指定するおもちやについて、 六十一条まで(第五十一条、 第六条、 第九条、 「おもちやの添加物として用いることを目的とする化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学 第十二条中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除 第十二条、 第五十二条第一項第二号及び第二項並びに第五十三条を除く。)並びに第六十三条から第六十五条までの規定は、 第十三条第一項及び第二項、 第十六条から第二十条まで(第十八条第三項を除く。)、 第二十五条から第 これを準用す 乳

2 · 3 (略)

第七十二条 (略)

4

- 2 内閣総理 大臣は、 第七十条第二項各号に掲げる行為をしようとするときは、 あらかじめ、 厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は 必要があると認めるときは、 内閣総理大臣に対し、 第七十条第二項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。
- 内閣総理大臣は 必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、 第七十条第一項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。

は、 する第 る者は、 内閣総 条 一号法定受託事務 厚生労働大臣(第五十九条第二項(第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。 この法律の規定により地方公共団体 理 大臣。 次項において同じ。 (次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。) に係るものに限る。))に対して再審査請求をすることができる。 (都道府県を除く。 次項において同じ。)の長が行う処分 (地方自治法第) の規定による処分に係るものにあつて についての審査請求の裁決に不服があ 一条第九項第一号に規定

2 (略)

第八十条 (略)

- 2 (略)
- 3 内閣総理大臣は、 この法律による権限 (政令で定めるものを除く。) を消費者庁長官に委任する。
- 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号)(抄)

附則

第二条の二 内閣総理大臣は、 既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、 人の健康を損なうおそれがあると認めるときは、

食品

衛生基準審議会の意見を聴いて、 当該添加物の名称を既存添加物名簿から消除することができる。

- 2~4 (略)
- 5 食品衛生法第七十二条第二 一項及び第三項の規定は、 第 一項の規定による消除について準用する。
- 6 食品衛生法第八十条第三項の規定は、 第一項から第四項までの規定並びに前項において準用する同法第七十二条第二項及び第三項の規定による

閣総理大臣の権限について準用する。

第二条の三

略

- 2~5 (略)
- 6 食品衛生法第七十二条第二項の規定は第一項の規定による作成並びに第四項の規定による追加及び消除について、 同条第三項の規定は第一 項の
- 規定による作成について、それぞれ準用する。
- 7 1閣総理大臣の権限について準用する。 食品衛生法第八十条第三項の規定は、 第一項から第五項までの規定並びに前項において準用する同法第七十二条第二項及び第三項の規定による
- 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)(抄

(用語の定義)

第三条 時に施設されたものを除く。 この法律において「水道」 とは、 導管及びその他の工作物により、 水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。 ただし、 臨

- 2 るものを除く。 この法律において「水道事業」とは、 一般の需要に応じて、 水道により水を供給する事業をいう。 ただし、 給水人口が百人以下である水道によ
- 3 (略)
- 4 水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、 水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。 ただし、 水道事業者又は専用
- 5~7 (略)

8

者の管理に属するものをいう。 給水の施設を含むものとし、 この法律において「水道施設」とは、 建築物に設けられたものを除く。 水道のための取水施設、 以下同じ。)であつて、 貯水施設、 導水施設、 当該水道事業者、 浄水施設、 送水施設及び配水施設 水道用水供給事業者又は専用水道の設置 (専用水道にあつては、

略

(技術者による布設工事の監督)

第十二条 (略)

2 例で定める資格)を有する者でなければならない。 前項の業務を行う者は、 政令で定める資格 (当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、 当該資格を参酌して当該地方公共団体の条

(水道技術管理者)

第十九条 略

2

3 定める資格)を有する者でなければならない。 水道技術管理者は、 政令で定める資格 (当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、 当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で

甪

第三十一条 この場合において、 十四条の七、第二十四条の八(第三項を除く。)、第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定は、 で、第二十四条の二、第二十四条の三(第七項を除く。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六 第十一条第一項及び第三項、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第十二条、第十三条、 第十五条第二項、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第十九条(第二項第三号を除く。)、 水道用水供給事業者について準用する。 (第一項第二号を除く。)、第二 第二十条から第二十三条ま

(準用)

(表略)

れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 項を除く。) 第三十四条 の規定は、 第十三条、 専用水道の設置者について準用する。この場合において、 第十九条 (第二項第三号及び第七号を除く。)、第二十条から第二十二条の二まで、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第二十三条及び第二十四条の三(第七 それぞ

(表略)

2 略

(合理化の勧告)

第四 十一条 しく公共の利益を増進すると認めるときは、 その事業を一体として経営し、 国土交通大臣は、二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間におい 又はその給水区域の調整を図ることが、 関係者に対しその旨の勧告をすることができる。 給水区域、 給水人口、 給水量、 水源等に照らし合理的であり、 かつ、

 \bigcirc 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和二十六年法律第九十七号) (抄)

国庫負担

第三条 除き、 公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。 以下同じ。 国は、 法令により地方公共団体 又はその機関の 維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、 (港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。 次条、 第四条の二及び第六条第一項を 当該地方

- 河川
- 海岸
- 三 砂防設備
- 林地荒廃防止施設

兀

- 五. 地すべり防 止施設
- 六 急傾斜 地 崩 壊 防止 施 設
- 七 道路
- 九八 港湾
- 漁港
- 水道
- + 下水道 公園

(災害復旧事業費の決定)

第七条 体の提出する資料で 第三条の規定により国がその費用 実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。 の 一 部を負担する災害復旧事業及び第五条に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、 地方公共団

(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)

第八条の二 を施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、 当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。 政府は、 第三条の規定により国がその費用の一 部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、 財政の許す範囲内にお

 \bigcirc 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成二十三年法律第四十号) (抄)

定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、 国は、 特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法 東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規 その事業費の一部を、

予算の範囲内において、補助する。

て政令で定めるもの又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。) 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) 第三条第八項に規定する水道施設 (同条第二項に規定する水道事業若しくはこれに類する事業とし

二~七 (略)

2~9 (略)

(医療機関の災害復旧に関する補助

第四十六条 (略)

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、 次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(略)

二 その他政令で定める医療機関 二分の

○ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(抄)

(内部部局)

第七条 (略

2 : 3 (略

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5

- これに置かれる官房及び部を除く。)には、 庁、 官房、 局及び部 (その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの 課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、 (以下「実施庁」という。) 並びに 政令でこ
- 6~8 (略)

れを定める。

(内部部局の職)

第二十一条 (略)

2·3 (略)

4

ずる室を含む。 官房、 職務及び定数は、 局若しくは部)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、 政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁(実施庁を除く。)にこれらの職に相当する職を置くときも、 (実施庁に置かれる官房及び部を除く。) 又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課 同様とする。 これらの設 (課に準

5 (略)

○ 厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号) (¥

(薬事審議会)

第十一条

(略)

2 前項に定めるもののほか、 薬事審議会の組織、 所掌事務及び委員その他の職員その他薬事審議会に関し必要な事項については、 政令で定める。

0 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 (令和五年法律第三十六号)

阿則

(政令への委任)

る

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。 は、 政令で定め